

あと5年 2013



「あたりまえのコト」って  
ホントにあたりまえ？



「あたりまえのコト」

だと思っていたことが実は、

あたりまえではありませんでした!



民主主義ってなんだろう。

選挙ってなんだろう。

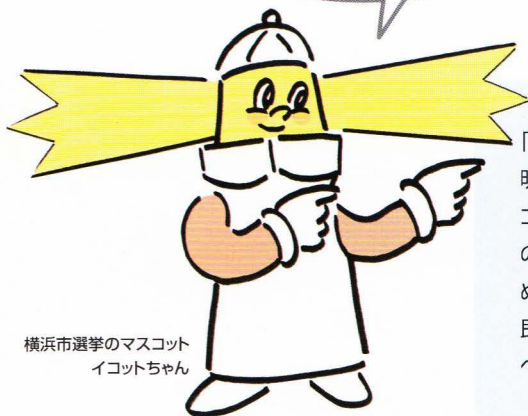
## 水や空気と同じように 「民主主義」や「選挙」は あたりまえではありませんでした。

暮らしの中にあってあたりまえの水や空気ですが、実は、便利な水道やきれいな空気を守るためのいろいろなしくみや制度があります。

同じように、みなさんは、ふだん、あまり意識していないでしょうが、様々な「権利」に守られて暮らしています。たとえば最も身近なものは「教育を受ける権利」です。ちょっと難しいかも知れませんが「生命・自由・幸福追求に対する国民の権利」もあります。それは今、私たちにとって「あたりまえ」ですが、実は、みなさんの、おじいさんやおばあさん、あるいはもっと前の世代の人たちが、社会のことをいろいろ考えてつくり上げてきた制度なんですね。「民主主義」や「選挙」だって、そうです。

世の中の「あたりまえのコト」に、ちょっと疑問を持つと社会がどんどん広がっていきます。“あと5年”大人になる前に大切なこと、少しずつ学んでいきませんか。

一緒に学ぼうよ！



横浜市選挙のマスコット  
イコットちゃん



「イコットちゃん」は灯台。みなとまち横浜の明日を明るく照らす、選挙と民主主義のマスコットです。カワイイこの名前は、横浜市民の応募から選ばれたもの。選挙が近づくと、ぬいぐるみ、印刷物へのイラストなどで、市民の前に登場します。「みんなそろって選挙へ「行こつと!」と覚えてくださいね。

# 民主主義って？その主役はいったい誰？

## 王から民へ

かつては国を統治する王など一部の権力者が、政治を思いのままに動かす「専制政治」を行っていましたが、やがて重い税金や厳しい労働に苦しんでいた民衆が立ち上がり、「国民の意思や、個人の人権を尊重してくれ!!」と主張しはじめます。そして、その主張は専制政治をうち破り、国民は多くの権利を獲得しました。



フランス国王  
ルイ14世  
「朕(ちん)は国家なり」  
(朕=自分)



市民革命

# 民

民主主義は

## 基本的 人権

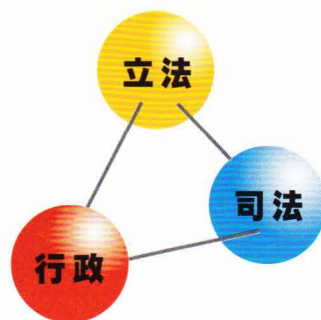


ロッキ

人は生まれながらにして、生命・自由・財産を守る権利(人権)を持っています。どんな権力もこれを侵すことはできません。  
市民政府二論(1690年)

## 三権分立

権力の集中を防ぎ、国民の権利を守る仕組み  
立法(国会)、行政(内閣)、司法(裁判所)の三つの権力が、ひとつの機関に集中すると、その力が強くなりすぎてしまいます。そのため、それぞれ独立して仕事を行い、おたがいに抑えあってバランスを保つことによって、国民の権利(自由)を脅かすことがないようにしています。



国民一人ひとりが主役。それを実現するのが「参政権」！



# 民主主義

主に3つの考え方から成り立っています。

国民主権

三権分立

似ているね、ふたつの言葉！

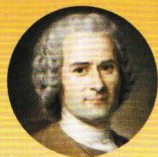
日本国憲法の公布は、1946年(昭和21年)。アメリカ第16代大統領リンカーンのゲティスバーグにおける演説は1863年。どちらも民主主義の原理がわかりやすく表現されている。そして、とてもよく似ているのも興味深い。



リンカーン

●リンカーンのゲティスバーグでの演説  
「人民の、人民による、  
人民のための政治」

●日本国憲法の前文  
そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。



ルソー

政治のあり方を決定する力である主権は国民のものであり、国民の意思に基づき行使されなければなりません。

社会契約論(1762年)



モンテスキュー

権力が一ヶ所に集中すると、濫用され、人権を侵害する恐れがあります。それを防ぐ仕組みが三権分立なのです。

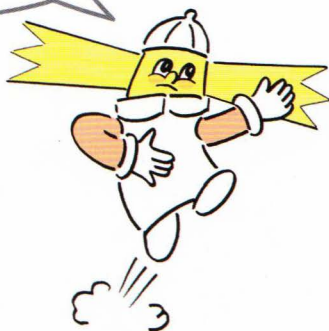
法の精神(1748年)

## 政治に参加

国民が広く「政治に参加する権利」

主役である国民が政治のあり方を決めるために政治に参加する権利を「参政権」といいます。参政権としてまずあげられるのが、「選挙権」と「被選挙権」。これは政治を行う代表者を選ぶ権利と、代表者として立候補する権利のことをいいます。また、選挙以外にも普段から政治に関心を持ち、意見表明し、働きかけることも「参政権」となります。

いろんな方法で  
政治に参加するぞっ！



かつて12人を13人で選んだ選挙もあったんだ。



## 人口に占める有権者の割合

現在では、日本国民なら誰でも、20歳になると得ることができる選挙権ですが、かつてはごく一部の人にしかその権利がありませんでした。財産や性別などで差別されることなく、みんなが投票できるようになるまでには、大変な努力と長い歴史があったのです。



### 選挙資格

- 25歳以上の男子で、直接国税15円以上を納めている人。  
〈記名式(公開制)投票〉

1%

### 選挙資格

- 25歳以上の男子で、直接国税10円以上を納めている人。  
〈無記名投票(秘密投票)が実現〉

2.2%

### 選挙資格

- 25歳以上の男子で、直接国税3円以上を納めている人。

5.5%

## 制限選挙制

1889年  
(明治22年)

1900年  
(明治33年)

1919年  
(大正8年)

大日本帝国憲法  
(明治憲法)制定

### 横浜の場合 ~市会等級制の時代~

横浜市では、市会が発足した1889年(明治22年)に、3級制選挙という制度が導入されました。これは、納税額に応じて代表を出すという考え方で、納税総額を3等分し、各級から同じ数の議員を選出するという方法。直接国税2円以上を納める25歳以上の男子だけという制限選挙だったため、有権者は横浜市の人口のたった0.6%でした。とくに1級は、議員12人に対して選挙人がなんと13人!お金持ちのお金持ちによるお金持ちのための選挙制度だったのでね。

	選挙人数	納税額	議員数
1級	13人	4,363. <sup>501</sup> 円	12人
2級	84人	4,343. <sup>165</sup> 円	12人
3級	601人	4,322. <sup>390</sup> 円	12人
計	698人	13,029. <sup>057</sup> 円	36人

一人ひとりの一票は、長い歴史の重みのある、貴重なものなんだ！

女子は、長い間  
投票できなかったんだね…



## 選挙資格

●25歳以上の男子。  
〈納税要件の撤廃〉

20%



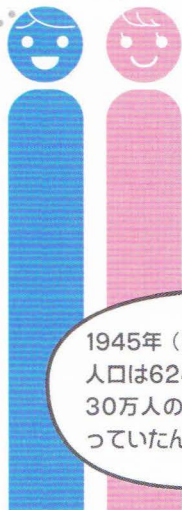
男子普通選挙

1925年  
(大正14年)

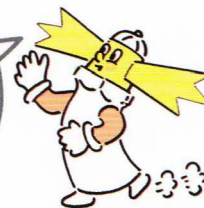
## 選挙資格

●20歳以上の全ての  
男女。

48%



1945年（昭和20年）の横浜市  
人口は624,994人だから、約  
30万人の男女が選挙資格を持  
っていたんだね。



男女平等普通選挙

1945年  
(昭和20年)

日本国憲法制定

第二次世界大戦後、はじめて男女  
平等の完全普通選挙が実現。つい  
に成年の男女とも100%選挙権を  
手にしました。投票所の横には、お  
母さんたちのために、託児所も設  
けられていました。

1

投票する人々、赤ちゃんをおぶったお母さんも  
投票していますね!!

## 日本の選挙5原則

## ① 普通選挙

一定の年齢に達したすべての日本国民  
に選挙権があります。

## ② 平等選挙

平等に一人一票であり、性別や財産、  
学歴などで差別されません。

## ③ 秘密投票

誰が誰に投票したか、わからないよう  
な方法で投票します。

## ④ 自由選挙

誰にも圧力や干渉を受けることなく、  
自分の判断で自由に投票できます。

## ⑤ 直接選挙

有権者が直接代表者を選びます。

～関東大震災後の緊急市会～



大正12年、震災後初の市会は、屋上にムシロ敷きで行われました。

なんでいろいろな種類の選挙があるの？

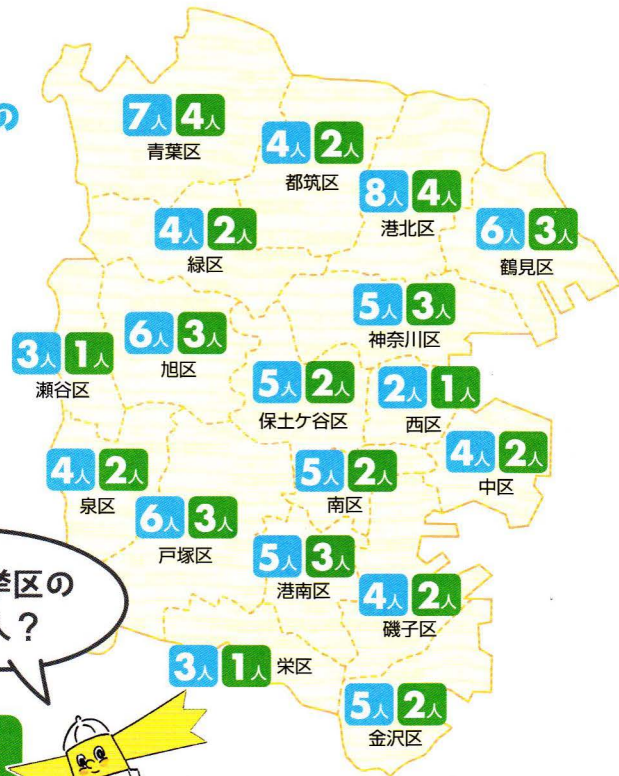
## 選挙の種類と選挙区

### ■地方自治体の選挙 住む街の代表者を選ぶ選挙

地方自治体の選挙には、「市議会議員選挙」、「市長選挙」、「県議会議員選挙」、「県知事選挙」などがあり、選挙時期を全国で統一した**統一地方選挙**で行われます。ただし、市長や県知事などが任期満了を待たずに辞職した場合などは、統一地方選挙ではなく独自に行われることがあります。横浜市長選挙はその例です。

### 横浜市の市会・県議会員の選挙区と定数

(2012年3月現在)



あなたの選挙区の定数は何人？



	横浜市長選挙	横浜市議会議員選挙	神奈川県知事選挙	神奈川県議会議員選挙
選挙権	20歳以上 市内 3か月以上	20歳以上 市内 3か月以上	20歳以上 県内 3か月以上	20歳以上 県内 3か月以上
被選挙権	25歳以上	25歳以上 市内 3か月以上	30歳以上	25歳以上 県内 3か月以上
任期	4年			
定数	1人	86人	1人	107人(横浜市42人)

■ 20歳以上 ■ 25歳以上 ■ 30歳以上 ■ 引き続き3か月以上市内に住所を有する人 ■ 引き続き3か月以上県内の同一市町村に住所を有する人





国民の声を平等に、しっかりと届けるためなんだ！

## ■ 国政選挙 日本のことを話し合う代表者を選ぶ選挙

国政選挙には、「衆議院議員総選挙」と「参議院議員通常選挙」があります。選出の方法・人数・選挙区などが異なるのは、全国の国民の声を平等にしっかりと聞いて、国を動かしていくためです。

### 衆議院議員総選挙

定数:475人 任期:4年(解散あり)

選挙権 20歳以上 被選挙権 25歳以上

#### ● 小選挙区選挙

〈ひとつの選挙区から1人の議員を選出〉

選挙区  
全国を295の選挙区に分けて行います。神奈川県は18の選挙区、横浜市は8選挙区に分かれます。

定数  
295人  
(神奈川県は18人、横浜市は8人を選出)

投票  
候補者名を記入し、1選挙区から各1名を選出します。

各選挙区1名を選出

#### ● 比例代表選挙

\*下記参照

選挙区  
全国を11のブロック(選挙区)に分けて行います。神奈川県は、南関東ブロックに属していて、千葉県・山梨県との3県で構成されています。

定数  
180人  
(南関東ブロックは22人を選出)

投票  
政党名を記入し、得票数に応じて議員を選出します。

3県で22名を選出

※小選挙区選挙の定数が5人削減され、衆議院議員の定数が480人から475人となりました。

### 参議院議員通常選挙

定数:242人 任期:6年(3年ごと半数改選)

選挙権 20歳以上 被選挙権 30歳以上

#### ● 選挙区選挙

〈ひとつの選挙区から複数の議員を選出〉

選挙区  
各都道府県、47選挙区に分けて行います。

定数  
146人(神奈川県は8人を選出)  
※各都道府県により定数が異なります

投票  
候補者名を記入し、得票数に応じて議員を選出します。

県内で8名を選出

#### ● 比例代表選挙

\*下記参照

選挙区  
全国を1つのブロックとします。

定数  
96人

投票  
候補者名または政党名を記入し、総得票数に比例して議席が分配され、当選者が決定されます。


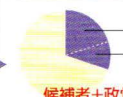
全国で96名を選出

※神奈川県の定数が、6人から8人となりました。

### これでバッチリ!

## 比例代表選挙の方式のちがい

比例代表選挙は、各政党の得票数に応じて(比例させて)議席を分配しますが、衆議院と参議院ではその方式が異なります。

	候補者名簿は…	投票する時は…	議席の分配は…	例えば、党の議席が2なら…
衆議院拘束式	○○党 1位 Aさん 2位 Bさん 3位 Cさん 順位づけあり	○○党 政党名を記入	 ○○党 政党の得票数に応じて分配	1位 Aさん 2位 Bさん 3位 Cさん 名簿の順位で当選
参議院非拘束式	○○党 Aさん Bさん Cさん 順位づけなし	候補者名 or ○○党 候補者名または政党名を記入	 ○○党 候補者 候補者+政党の総得票数に応じて分配	Aさん 100票 Bさん 30票 Cさん 70票 得票数の多い順に当選

# 投票所ってどんなところ？

## 投票から開票までの流れ



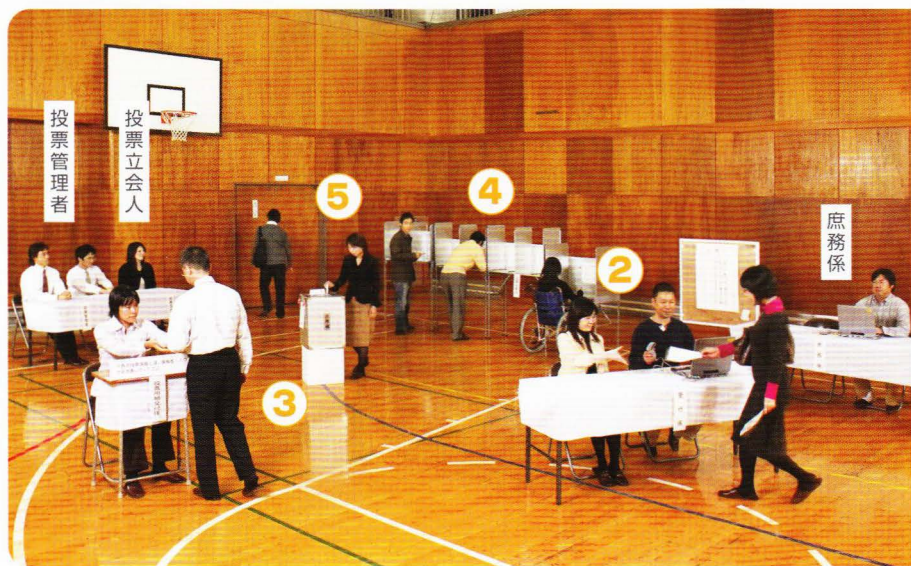
### ① 投票所入口

選挙が近づくと呼く「投票のご案内」を持って、投票所へ行く。投票時間は**朝7時から夜8時まで**。



### ② 名簿で確認

「投票のご案内」を渡すと、選挙人名簿に登録されているかの確認があります。



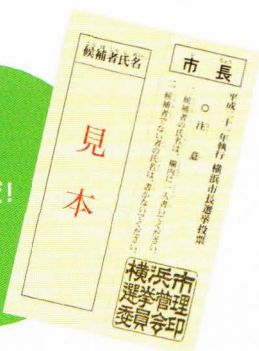
投票所の様子

### 投票日に用事がある人は、期日前投票をしよう！

「選挙は必ず投票したい」そう思っても、投票日が決まったときに、「あつ、その日は都合が悪い」というときは、投票日より前でも投票することができる「期日前投票」を利用しよう。公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで、住んでいる区の区役所などで投票できるよ。



大人になったら、ちゃんと投票しよう！

これが  
投票用紙だ！

### ③ 投票用紙を受け取る

確認を受けた「投票のご案内」と引き換えに、**投票用紙**を受け取ります。



### ④ 記載所で記入

いよいよ記入！ 記載台にはえんぴつが置いてあり、正面には候補者の氏名などがはってあります。よく確かめて、**正確に記入**しよう。

投票  
終了

### ⑤ 投票

投票用紙を半分に折って、投票箱へ。  
これで投票は終了です！

投票時間が  
終わると…

## 開票所

午後8時に投票が終わると、投票箱は開票所に集められます。大きなテーブルに投票箱の中身があげられ、候補者別に投票用紙を分類し、集計します。



すばやく正確に  
票の数を数える  
ための計数機



開票所の様子

# 立候補者ってどんなことをするんだろう？

## あなたも横浜市長に立候補！

ここでは、横浜市長選挙を例に普段は知ることのない立候補から当選までの選挙運動を紹介します。さあ、あなたも立候補者気分になってみよう！

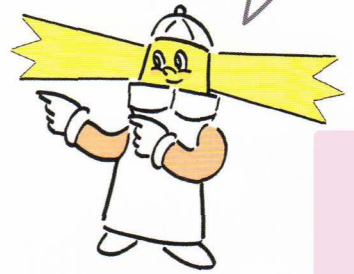
### 立候補届け

事前の説明会に出  
続きが必要なのか  
気持ちで立候補す  
なんだという決意を  
託金も支払います。

### オリジナルの 政策を考える！

「横浜をもっと良くするために、こんな  
ことを実行したい」オリジナルの政策を  
持っているなら、あなたも市長に立候補！  
社会の問題に目を向けて、みんなの願い  
にしっかり耳をかたむけることが大切です。

あなただったら  
どんな政策を考える？



### 市長のお仕事

市長は市民の代表として、生活し  
やすい社会を目指して、さまざま  
な制度や社会の仕組みを作り、運営していきます。自ら政策を  
提案、実行していくという、責任もやりがいも大きな仕事です。



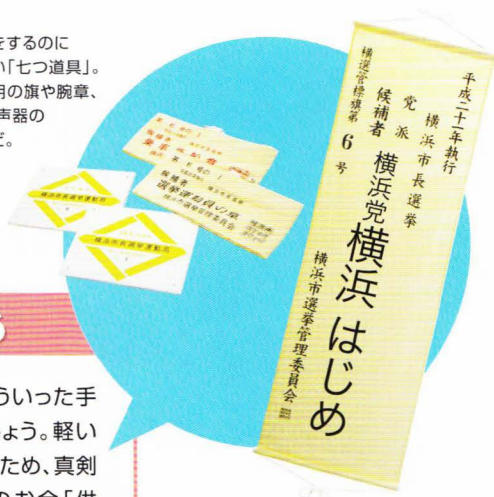
#### ある日の市長

国へ予算提案・要望を提出 ▶ ●●委員長と面談 ▶ 市広報ラジオ  
番組収録 ▶ ●●局長との会議 ▶ 新聞社インタビュー ▶ スポー  
ツイベントであいさつ・観戦 ▶ 市民団体との会合

当選！

市長の目で見ると、まちが違って見えるかも。

選挙運動をするのに  
欠かせない「七つ道具」。  
街頭演説用の旗や腕章、  
自動車・拡声器の  
表示板など。



## をする

席して、どういった手  
を学びましょう。軽  
いのを防ぐため、真  
剣示すためのお金「供

## さあ、選挙運動

街頭演説は、有権者に直接自分の考  
えを訴えることができるチャンス。  
様々な方法で  
積極的に政策  
をアピールし  
よう。

2

たくさんの方が候補者の考えを聴くために集まっています。  
有権者「自分の考えに近い人を選んで投票します！」

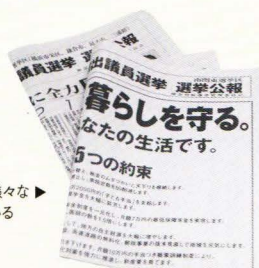
## いよいよ投票日！

いよいよ投票日。投票時間は朝7時  
から夜8時までです。その後、厳正な  
開票が行われ、当選者が決定します。

## みんなに政策を 知ってもらうには？

### ■選挙公報

候補者の氏名・経歴や政見などを載せた公  
報で、投票日の2日前までに、選挙管理委員  
会から各世帯へ届けられます。



候補者からの様々な  
情報が載っている  
選挙公報

### ■ポスター

### ■街頭演説・個人演説会

### ■新聞広告

市長選挙では選挙期間中は、2回まで新聞に  
広告を出すことができます。

### ■はがき・ビラ

指定都市の市長選挙では、はがき(35,000  
枚まで)、ビラ(70,000枚まで)を頒布する  
ことができます。

## 三ない宣言！（寄附の禁止）



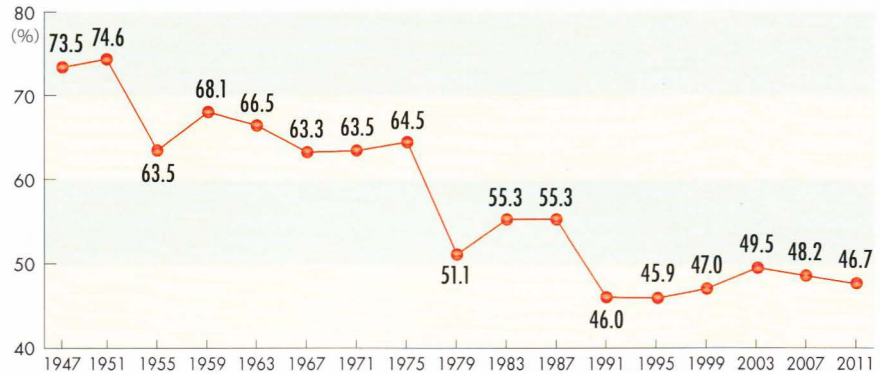
政治家や候補者が、選挙区内の人たちに寄  
附をすると罰せられます。お金だけではなく、  
食べ物や飲み物、お祝い品も違反です。  
お金のかからない明るくきれいな選挙のた  
めに、普段から気をつけましょう。

# 投票率と世界の選挙あれこれ。

## 投票率は政治参加のバロメータ

投票は、主権者として国民が政治に参加するいちばん身近で大切なチャンス。ところが、投票率はだんだんと低くなっており、とくに若い世代の棄権が多くなっています。でも投票に行かなければ、将来の暮らしに自分たちの意見が反映されないかもしれません。自分たちだけでなく、自分たちよりもっと若い世代のためにも、選挙権を持ったらぜひ投票に行ってくださいね。

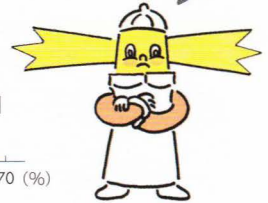
### 投票率の推移 横浜市議会議員選挙(1947~2011年)



### 年齢層別投票率 横浜市議会議員選挙(2011.4.10)



若者の投票率が  
とっても低いんだよ。



### 国民投票法 (正式名称は「日本国憲法の改正手続に関する法律」)

平成19年5月に、満18歳以上の日本国民に投票権を認める「国民投票法」が成立し、選挙権年齢も満18歳以上に引き下げることが議論されています。世界では18歳が標準となっていますから、この副教材のタイトルも「あと5年」から「あと3年」になるかもしれません。今から主権者として社会生活や政治に関心を持つ必要がありますね。

### せんきょフォーラム

せんきょフォーラム事業は、社会への関心や選挙・政治への判断能力を養う参加型の学習機会の場です。18区の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、小・中学校などを会場に講演会や模擬投票を実施しています。



泉区の小学校でのせんきょフォーラム風景



投票率が下がり続けるかどうか考えてみよう！

## 棄権の理由 横浜市議会議員選挙(2011.4.10)、第14回投票参加状況調査より

30.2% どの候補者がよいか  
わからなかった15.1% あまり関心が  
なかった13.1% 病気だった  
(看護を含む)12.0% 仕事や商売が  
忙しかった6.4% 選挙より重要な予定が  
すでに決まっていた4.6% 当選する人が  
ほぼ決まっていた0.9% 投票所が遠く、  
不便だから

14.4% その他

3.2% 無回答

ふさわしい候補者を選ぶために  
情報を集めたり、迷ったりする中で、  
自分の考え方に改めて気付くこと  
もあります。

〈こんな方法で情報収集!〉

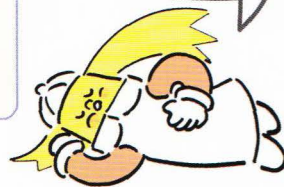
- 公営ポスター掲示板
- 選挙公報
- テレビ・新聞
- 街頭演説・個人演説会
- 政党等のパンフレット
- 家族など身近な人と話す

家族はいちばん身近な「ベテラン有権者」。たまには家族と選挙や政治について話してみても。

人まかせにするのではなく、自分たちで社会を良くしていこうとすることが、民主主義にとって大切ですね。

投票日より前でも投票ができる  
「期日前投票」をしよう。手続きはカンタンです。9ページ

病院等指定された施設で投票できる不在者投票制度もあります。

大切な選挙権を  
眠らせないで…国が変われば選挙も変わる!?世界の選挙事情。 投票は釘で  
(インドネシア)

インドネシアでは、記載台におかれているのはなんと「釘」。候補者の写真や政党のマークが書かれた大きな投票用紙に、釘で穴をあけて投票の意思を示します。(JICAホームページ)

権利?義務?  
(オーストラリア)

オーストラリアでは、棄権すると罰金が科せられるため、投票率は90%を超えているそうです。(オーストラリア大使館ホームページ)

酔っ払ってはダメ  
(タイ)

タイでは、選挙前日の18時から選挙当日は、なんと法律で「禁酒日」とされています。お酒で酔っ払ってしまったら、正しく投票ができなくなるから、だそうです。(タイ国政府観光庁)

## ??歳になったら選挙に行こう!

選挙権が得られる年齢は、国によって様々です。最も多いのは18歳。オーストリアやブラジルなど16歳という国もあります。また、何歳以上という決まりはあるけれど、結婚している人については年齢を問わない、という国もあります。(国立国会図書館調査資料)

## みんなの参加が大切

「地方自治」とは、「自分たちの住んでいる地域を住民が自主的に治める」ということ。地域で起こる、身近な問題を解決するための政治です。そのため、様々な場面で、住民が積極的に参加することがとても大切であるといえます。

### 横浜市会って？

選挙で選ばれた市民の代表である市会議員によって構成される横浜市の意思決定機関です。横浜市の予算や総合計画、条例などについて、審議を行い決定します。議会活動は、主に年4回開催される定例会の期間中に行われます。議員全員が出席する本会議は、誰でも傍聴することができ、また、インターネット中継でも見ることができます。

<http://www.yokohama-city.stream.jfit.co.jp/index.php>



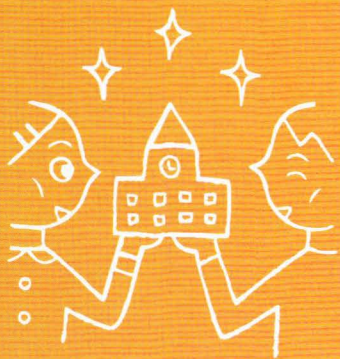
市会本会議場

### 選挙権がなくてもできること！

「私にはまだ選挙権がないから、政治や社会の問題は自分には関係のないこと」と思っていませんか？ 選挙権を持ったとき、しっかりと自分の意見が言えるように、今から勉強しておこう！

#### 例えば

- 新聞やテレビのニュースを見て関心を持ったことは、図書館やインターネットでさらに調べてみる。
- 地域のために活動しているボランティアに参加する。
- 市民の代表である議員の議論を議会で傍聴する。政党などの活動をインターネットで調べてみる。
- 新聞の、読者の意見を紹介するページに、自分の考えを送ってみる。





住んでいるまちのコトを「知る」「参加する」、これが大切！

## スリム 「ヨコハマ3R夢！」

横浜市では、「横浜G30プラン」に続く、新たな横浜市一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢(スリム)プラン」を平成23年1月から推進しています。

「ヨコハマ3R夢プラン」では、ごみと資源の総量を平成37年度までに10%以上削減(平成21年度比)、温室効果ガスの排出量を同50%以上削減する目標を掲げ、市民・事業者・行政が更なる協働のもと、「3R※」の中でもとりわけ環境に最も優しいリデュース(発生抑制)の取組みを進めています。

環境負荷の低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち・横浜の実現を目指していますので、皆さんもごみの減量や分別のご協力をお願いします。

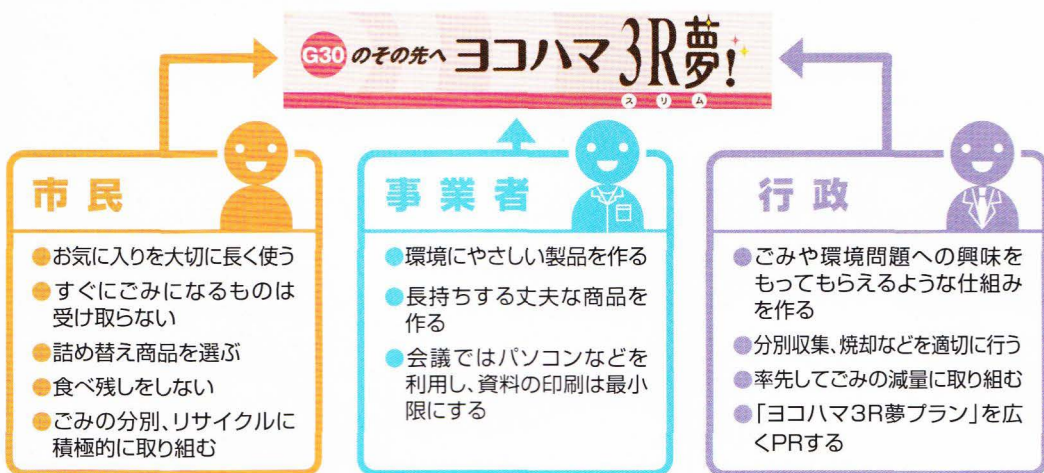
※リデュース(発生抑制)…ごみそのものを減らす

リユース(再利用)…何度も繰り返し使う

リサイクル(再生利用)…分別して再び資源として利用する



スリム  
「ヨコハマ3R夢」へら星人 ミーオ  
マスコット イーオ



## 地方自治ならではの制度

### 直接請求権

日本の政治は間接民主主義を原則としていますが、地方自治については、住民の意思が反映されることが特に大切であるため、次のような権利を住民に認めています。これが直接請求権です。この権利を行使するには、有権者の一定数以上の署名が必要です。

条例の制定や改廃

議会の解散請求

議会の議員および首長の解職請求(リコール)

副市長、副知事など主要公務員の解職請求

監査の請求

### 住民投票

特定の地方公共団体だけを対象にした法律を国会が制定する場合には、その地方の住民の投票によって過半数の同意を得る必要があると憲法に規定されています。

#### 〈横浜市で行われた住民投票の例〉

1950年(昭和25年)、「横浜国際港都建設法」の賛否の投票が行われ、住民の過半数の同意を得て成立しました。これをきっかけに、横浜は国際都市として発展していきます。



# せんかんの仕事 選挙管理委員会の仕事紹介

## 〈主な仕事〉

- 有権者の名簿を管理する
- 立候補者の受付事務を行う
- 投票所を管理・運営する
- 投票事務、開票事務を行う
- 政治意識を高めるための啓発事業などを実施する



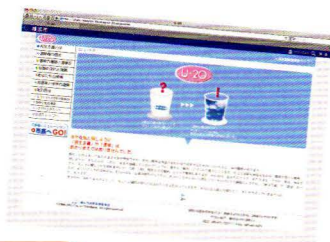
## 選挙の ときには…

選挙は民主主義の基盤であり、適正かつ公平に執行されなければなりません。そのため、首長から独立した機関である選挙管理委員会が設置され、選挙の執行管理を行っています。選挙管理委員会は、各種選挙における立候補受付や投票・開票事務の執行、選挙人名簿の調製、選挙啓発などを行うほか、裁判員候補者予定者の選定事務なども担っています。

いつ選挙をするのかが公示(告示)されると、立候補の受付や選挙運動がはじまります。候補者だけではなく、選挙管理委員会も選挙を盛り上げています。

## 横浜市選挙管理委員会ホームページ 〈U-20〉

選挙管理委員会の中・高校生向けのホームページです。民主主義の意味から選挙権の歴史、選挙の種類、世界の選挙など、楽しく学べるページが盛りだくさんです。



<http://www.city.yokohama.lg.jp/senkyo/u20/>



## 明るい選挙推進協議会

明るい選挙推進協議会は、民主主義の基盤である選挙が健全に行われるために、明るく正しい選挙の実現と投票への参加の推進を目的に設立されたボランティア団体です。横浜市では18区と市に約3,600人の人たちが参加し、市民の政治意識を高めるため、研究会や講演会を始め各種イベントを開催しています。また選挙の際には、「大切な一票!」棄権しないように投票を呼びかけています。

## みんなの仲間も 啓発活動を行っています。

中学生ボランティアが、区民まつりなどのイベントで明るくきれいな選挙を呼びかけたり、選挙時には街頭に出て「投票参加」を呼びかけています。また、「標語コンクール」「作文コンクール」などへの応募をとおして啓発活動を行っています。



港北区の啓発風景



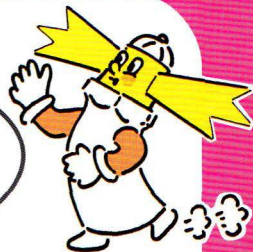
青葉区の中学生ボランティア参加による区民まつり

# 横浜市探偵団!

YOKOHAMA

いろんなメディアで市政の最新情報をキャッチ!!

市役所や区役所からのお知らせ、イベント情報を知るには?



## ●横浜市ウェブサイト

<http://www.city.yokohama.lg.jp/>

## ●横浜市の広報

<http://www.city.yokohama.lg.jp/front/kouhou.html>

## Twitter

- 市からのお知らせ、イベント情報  
@yokohama\_koho (横浜市広報課)
- 災害発生時の情報など  
@yokohama\_saigai (消防局危機管理課)
- 市営地下鉄・市営バスの緊急情報、イベント情報  
@yokohama\_koutuu (交通局)

その他、区役所などもアカウントがあります。

## ソーシャルメディアアカウント一覧

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/koho/socialmedia/list/>

## 印刷物

### 広報よこはま(毎月1日発行)

市役所・区役所のお知らせや、身近な施設のイベント情報など。市ウェブサイトのほか、印刷版は区役所、図書館、鉄道駅などで入手できます。横浜市内の世帯にも配布。

### 暮らしのガイド

横浜での生活に必要な情報をまとめた冊子(横浜市民便利帳)。市ウェブサイトのほか、印刷版は区役所、図書館などで入手できます。

### 季刊誌「横浜」

横浜の歴史や文化など、横浜の魅力を満載した季刊誌(1、4、7、10月発行)。市内の書店などで販売(600円)。

## 動画ポータルサイト

横浜チャンネル <http://www.city.yokohama.lg.jp/front/movie/>

YouTube(横浜市公式チャンネル) <http://www.youtube.com/CityOfYokohama/>

その他、テレビ番組・ラジオ番組も放送中。詳しくは、市のウェブサイトをチェック!

## 市民情報センター

横浜市の情報公開の総合窓口として、約3万点の資料を備え、市政に関する情報を広く提供しています。資料は自由にご覧いただけます。また、資料の貸出も行なっています。

●市庁舎1階(関内駅南口すぐ) / 平日8:45~17:15

## 横浜市コールセンター

区役所、市役所の手続き、市政情報や生活情報、イベントなどのさまざまな問い合わせに、朝8時から夜9時まで年中無休で案内しています。

●電話 664-2525 FAX 664-2828

Eメール [callcenter@city.yokohama.jp](mailto:callcenter@city.yokohama.jp)



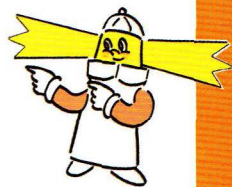
あと5年

## 選挙クイズ

YesかNoで考えてみよう。「あと5年」をよく読めば答えはわかるよ。(裏表紙に正解を載せています)

何問できるかな?

- Q1 横浜市の有権者Yさん(25歳)は、「①横浜市長、②川崎市長、③衆議院議員、④神奈川県知事」の4つの選挙のどれかに立候補しようと考えましたが、立候補できるのは2つの選挙だけでした。Yes or No
- Q2 投票日に用事がある人は投票できない。Yes or No
- Q3 選挙をきれいにを行うための「三ない宣言!」とは、お金や品物を「贈らない、求めない、受け取らない」である。Yes or No
- Q4 2011(平成23)年の横浜市議会議員選挙での横浜市の投票率は46.73%だったが、20歳代の投票率はそれより高かった。Yes or No
- Q5 横浜市選挙のマスコット「イコットちゃん」は、みなとまち横浜の明日を明るく照らす意味を込めて灯台をイメージしている。Yes or No



さらに詳しく知りたい!学びたい!という人にお役立ちサイト……………

●Yahoo!みんなの政治 <http://seiji.yahoo.co.jp/>

横浜市選挙管理委員会のホームページ(17ページ)も参考にしつてわ!



### あと5年・民主主義と選挙

#### 写真提供

共同通信社(婦人参政権・街頭演説)  
横浜市中央図書館(関東大震災後の緊急市会)

#### 編集協力

高橋 和男(前横浜市立港中学校校長)  
中西 健一(横浜市立日吉台中学校校長)  
中野 修一(横浜市立すすき野中学校校長)

#### 発行

横浜市選挙管理委員会  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
Tel:045(671)3335 Fax:045(681)6479  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/senkyo/>

1988年3月 初刷発行  
2007年3月 改訂初刷発行  
2013年3月 第7刷発行

中学校 | 3年 | 組

名前

選挙クイズの答え ( )内は答えがわかるページ  
Q1. No (7-8ページ) Q2. No (9ページ)  
Q3. Yes (12ページ) Q4. No (13ページ)  
Q5. Yes (2ページ)



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。